

令和5年度安全講習等助成支援業務助成金交付要領

(目的)

第1 県内で林業業務を営む事業者（以下、「林業事業者」という。）に雇用（常用に限る）されている従業員に対して、現場作業に必要とする「安全講習」や「技能講習等」の資格取得をさせた場合に要した経費に対して、予算の範囲内で林業事業者に助成するものである。

(助成対象者)

第2 対象とする林業事業者は、下記のいずれかに該当するものとする。ただし、みやぎ森林・林業未来創造機構が主催する、「スタートアップ研修」を受講させる林業事業者に限り制限は定めないものとする。

- ア 森林経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者（森林経営管理法第36条に規定する民間事業者）
- イ 宮城県育成経営体
- ウ 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく改善計画の認定事業主

(助成対象講習)

第3 助成を対象とする講習は次のとおりとする。

- ア 刈払機取扱作業安全衛生教育
- イ 伐木等の業務に係る特別教育（安衛則第36条第8号及び8号の2）
- ウ 荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育
- エ 車両系建設機械（整地等）運転技能講習（一部免除含む）
- オ 不整地運搬車運転技能講習（一部免除含む）
- カ 小型移動式クレーン運転技能講習（一部免除含む）
- キ 玉掛け技能教習（一部免除含む）
- ク 伐木等機械の運転の業務に係る特別教育（一部免除含む）
- ケ 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育（一部免除含む）
- コ 簡易架線集材装置等の運転業務に係る特別教育（一部免除含む）

(助成対象期間)

第4 助成の対象期間は、令和5年4月3日から12月31日までに受講した講習とする。

(要望及び交付申請)

第5 助成金の交付を希望する林業事業者は、公益財団法人みやぎ林業活性化基金（以下、「財団」という。）が定める期日までに、別記様式第1号「交付要望書」を提出する。

2 助成金を請求する場合は、受講終了後、申請期限までに別記様式第2号「交付申請書」を、財団あてに申請する。

(申請期限)

6 助成金交付申請は講習終了後随時受け付けるが、最終受付は令和6年1月10日必着とする。